

令和7年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 7年 3月13日 (木)
午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	高 田	勲 君	農業委員会会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長 (なごみ施設長)	荒 川	幸 太 君			

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薺 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第26号	幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例について
議案第27号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
発議第1号	沼田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条 例について
議案第37号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第38号	令和6年度沼田町一般会計補正予算について 閉会中の所管事務調査の申し出について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、久保議員、5番、三浦議員を指名いたします。

(予 算 等 審 査 特 別 委 員 会 審 査 報 告)

○議長（小峯聡議長）日程第2、予算等審査特別委員会審査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○伊藤委員長（伊藤淳委員長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。伊藤委員長。

(伊 藤 委 員 長 登 壇)

○伊藤委員長（伊藤淳委員長）予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。1、審査付託された事件につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。2、審査の期間、令和7年3月7日から12日までのうち4日間。3、審査の結果、令和7年度は、横山町長が町政運営を開始してから7年目となり、持続可能なまちづくりに向け実績と成果を町民に示す重要な1年と考えます。新年度予算は、物価や人件費の上昇を受け、管理運営費の高騰が著しく、一般会計が65億円、6特別会計の総額は19億2,263万円、一般会計特別会計を合わせた総額84億2,263万円は昨年と比べ約10億円の上積みとなり、大規模な施設整備事業がない中、近年にない予算の拡大となっています。基幹産業を発展させる事業として、「中山間携帯電波不感地域通信対策事業」や「沼田町食の魅力発信拠点運営事業」、「NUMATA TOMATO TOWN構想推進事業」、「農産加工場機能増強事業」などは、産業の創出と稼ぐ力に向けた予算編成と感じ取れます。社会教育や国際交流の分野と連携した英会話教育推進のための外国語指導専門職員の採用は、沼田学園の特色ある学びの強化となり評価するところです。日本一の子育て支援、選ばれる教育として移住定住の拡大につなげ、少子高齢化の対策にも対応することを期待します。また、JR留萌本線

廃止が残り1年となり、公共交通やまちづくりに対する影響をプラスに転換する政策と町民との十分な協議と説明を望みます。以上、各課各部署より説明を受け慎重に審査した結果、本委員会に付託された条例案5件と予算案9件につき、次の意見を付して原案どおり決定するものとして報告します。(1)自治体DXによる町民サービスの向上と低コスト化。自治体DXや庁舎内システムのガバメントクラウド移行経費は、デジタル化に伴うクラウド利用料や保守点検料などの経費の急騰が財政を圧迫する要因となります。ガバメントクラウドは国の推進事業なので、コストは町が負担することがないように望みます。費用の拡大や公共施設の在り方も懸案事項として存在していることから、事業の効果的な執行を図り、将来に負担を残さない収支の厳格化と財源の確保が必要と考えます。外部からの専門人材の登用により、利便性の向上と低コスト、住民サービスへの普及を意識し、DX化を進めることを望みます。(2)町民が親しみと誇りを持てるNUMATA TOMATO TOWN構想。NUMATA TOMATO TOWN構想の推進は、町全体で協力体制を築き、町民に愛し親しまれるトマト羊などの商品が、町外の消費者に支持されることが重要です。トマト加工品が人気商品となっていることから、加工用トマトの生産量の拡大は急務であると考えます。チャレンジする気持ちを実現可能な事業に実装し展開することを望みます。以上です。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。予算等審査特別委員会付託の条例5件、令和7年度会計予算9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査、採決したものであり、委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。お諮りいたします。議案第21号から議案第25号、議案第28号から議案第36号までの14件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第25号、議案第28号から議案第36号までの14件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第26号、幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案書のページ、44ページになろうかと思えます。お開き願いたいと思えます。議案第26号、幌新いこいの森公園条例

の一部を改正する条例について。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例を提出する。令和7年3月6日提出。町長名でございます。幌新いこいの森公園条例の一部を改正する条例、第2表の表中、ふれあい広場の項及びパーゴルフ場の項を削る。別表を次のように改める。提案理由を申し上げます。幌新いこいの森公園条例を現状に即したものとし、より適切な運営を行うことを目的とし、過去にローラースケート場やフリーのキャンプサイトがあったふれあい広場については、現在はその利用がなく、廃止することとし、また、ダム下のパークゴルフ場は利用実態がないことから廃止をし、オートキャンプ場のくくりの中でフリーサイトとし活用することで、キャンプ場利用者の利便性向上を図ることとしてございます。また、昨今の物価上昇や道内の主要キャンプ場の料金を比較した中で、現状に即した利用料金の改定と、新たに入場料を徴収することとし、適正な運営を維持することとしております。以上、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第26号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第27号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第27号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を提出する。令和7年3月6日提出。町長名でございます。沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略いたしまして、提案理由を申し上げます。沼田町家庭的保育事業とは、沼田認定こども園のことを指しますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正され、これまでは、管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後におきましては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となりました。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、児童福祉施設の運営等に関する要件として栄養士を配置することが求められておりますが、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合であっても、同要件を満たすことができるように改正を行うものであり、本条例においても同様に文言の追加を行うものであります。なお、施行日は令和7年4月1日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第27号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

（ 人 事 案 件 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会への意見を求めることについて、現評価審査委員であります鶴野育雄氏の任期が、令和7年3月24日をもって任期満了を迎えるとともに、本人より勇退の意向

が示されたため、地方税法第423条第3項の規定によって議会への同意を求めるものであります。推薦する方は、住所が沼田町本通り3丁目4番19号。氏名が上林達夫氏。生年月日、昭和32年10月26日生まれ、67歳です。上林氏につきましては、昭和58年より家業の飲食店に従事され、これまでに商工会理事や、現在では令和4年より沼田消防団第1分団長として御活躍をいただいている方であり、識見、人格ともにまさに適していますので、御提案を申し上げます。令和7年3月6日提出。沼田町長、横山茂。以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論は省略することに決定しました。本案についての採決をいたします。お諮りいたします。同意第2号は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

（ 条例の発議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、発議第1号、沼田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件は議会発議であります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決定しました。発議第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩といたします。

午後4時15分 休憩

午後4時15分 再開

（ 日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りい

たします。ただいま町長から議案2件、議会から2件が追加案件として提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第37号、損害賠償の額の決定及び和解について、日程第8、議案第38号、令和6年度沼田町一般会計補正予算について、日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第10、議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第7、議案第37号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長(嶋田英樹住民生活課長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。住民生活課長。

○住民生活課長(嶋田英樹住民生活課長) 議案第37号、損害賠償の額の決定及び和解について。提案を朗読いたします。緑町公営住宅の落雪事故による損害を下記のとおり賠償し、これに伴う和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。記。1、損害賠償額、19万4,000円。2、相手方、沼田町緑町2番21号緑町団地21号棟140号。木村俊昭様でございます。3、事故の概要、令和7年1月27日、空き家となっている緑町団地屋根雪の落雪により、駐車していた入居者の自動車に雪が当たり、車体の一部を損壊した。4、和解条項、相手方は、町に対し、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。令和7年3月13日提出。町長名でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第38号、令和6年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第38号、令和6年度沼田町一般会計補正予算について。令和6年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和7年3月13日提出。町長名でございます。会議資料の22番。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第9号）2ページをお開きください。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第9号）。令和6年度沼田町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億660万2,000円と定める。2項、省略させていただきます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。令和7年3月13日提出。町長名でございます。8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項1目一般管理費、21節補償補填及び賠償金19万4,000円を補正計上するものですが、今ほど議案第37号で承認いただいた緑町公営住宅落雪事故損害賠償金でありまして、賠償金額が確定したことにより予算計上するものでございます。3款民生費1項1目社会福祉総務費、12節委託料を18節負担金補助及び交付金へ予算を組み替えるものでありまして、1月臨時議会で承認いただき事業執行しております住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業ですが、年度末の実績により232万4,000円減額整理し、次年度の定額減税補足給付金不足額給付金の対象となる世帯へ給付できるよう名称及び予算を組み替え予算措置するものでございます。7ページへお戻りください。歳入です。22款諸収入、4項5目雑入19万4,000円を増額補正するものでございますが、緑町公営住宅落雪事故損害賠償にかかる保険金でございます。3ページへお戻りください。下段でございます。第2表、繰越明許費、3款民生費、1項社会福祉費、低所得者支援及び定額減税補足給付金不足額給付事業234万2,000円は、先ほど歳出でも御説明いたしました。令和7年度の定額減税補足給付金不足額給付金にかかる事業費を繰越し措置とするものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

（ 閉会中の所管事務調査の申し出について ）

○議長（小峯聡議長）日程第9、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は、総務民教建設常任委員会及び産業福祉常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申出であります。この際、説明を省略し、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

（ 議員の派遣について ）

○議長（小峯聡議長）日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は、記載のとおり、令和7年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略し、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和7年第1回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時24分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員